

## 【モデル様式 8】

### 『派遣先への通知』

(根拠：労働者派遣法第 35 条、施行規則第 27 条・第 27 条の 2・第 28 条)

#### 【通知事項】

- ① 派遣労働者の氏名、性別、年齢について
  - ・ 派遣労働者が 45 歳以上の場合はその旨（実年齢は記載しない）
  - ・ 派遣労働者が 18 歳未満である場合にあっては当該労働者の年齢
- ② 協定対象労働者であるか否かの別
- ③ 無期雇用派遣労働者であるか有期雇用派遣労働者であるかの別
- ④ 60 歳以上の者であるか否かの別
- ⑤ 派遣労働者に係る社会保険及び雇用保険の被保険者資格取得届の行政機関提出の有無（「無」の場合は、その理由を具体的に付してください。）
  - ・ 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入させた上で労働者を派遣するとき、又は労働者派遣の開始の後、被保険者資格取得届が提出されたときは、派遣元事業主は被保険者証の写し等、加入させていることがわかる資料を派遣先に提示又は送付すること。（原則として労働者本人の同意を得るものとするが、同意が得られなかった場合には、生年月日、年齢等を黒塗りする等、個人情報の保護に配慮すること。）
  - ・ 労働・社会保険に加入していない派遣労働者については、当該派遣労働者に対しても通知することが必要である。

※ 通知した後に当該事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を派遣先に通知しなければならない。

※ 協定対象者派遣労働者であるか否かについては、法第 26 条第 7 項及び第 10 項による情報提供の内容、派遣料金に係る配慮の内容に関わる情報であり、派遣先の義務の履行に当たって重要な情報であることから、当該情報を派遣先に対して通知する必要がある。

#### 「通知方法」

通知は、労働者派遣に際し、あらかじめ通知すべき事項に係る書面の交付若しくはファクシミリ、電子メール等の送信を行うことにより通知すること。